

## 小規模認可保育所に対するバリアフリー法の適合免除の明確化 (国土交通省通知 国住指第484号 平成28年6月2日)

### 特例措置前

○バリアフリー法に基づく東京都の条例によってバリアフリー基準の義務対象とされた小規模認可保育所において、多数の者の利用が想定されない設備等(※)を設置することを求められ、共同住宅の用途変更による小規模認可保育所の設置が阻害されている。

※車いす使用者用便房やオストメイト用設備を有する便房など

(規制の根拠)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)(抄)  
(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条

三 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする 目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成十五年東京都条例第百五十五号)(抄)  
(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第三条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第五条第九号に規定する特定建築物を除く。)

### ニーズ

○東京都条例の対象施設に保育所が含まれているため、小規模保育所においても基準を満たす設備の設置が義務と解釈され、開園に向けた障壁となっている。

### 特例措置

○東京都が条例の具体的運用として、共同住宅の用途変更により設置しようとする小規模認可保育所についてはバリアフリー基準を満たさなくても円滑に利用できる旨を明確化できるよう、国において、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった同法の趣旨を踏まえ、小規模認可保育所において多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用を促すための所要の措置を講じた。

(平成28年6月2日 国土交通省通知 国住指第484号)

### 効果

○小規模認可保育所の設置が促進され、待機児童の解消に繋がる。